

# 香港における意匠の保護

## 意匠とは何か

各種製品の意匠、例えば物品の形状、構造形、模様、または装飾は、作製された物品が視線を引き付け、肉眼で判別できる特色があれば、すべて意匠として登録することができる。

登録意匠の所有者は、他人による意匠登録製品の製造、輸入、使用、販売、または賃貸を阻止する権利を有する。

## 意匠登録の地域的保護

香港における意匠登録制度は、地域的な保護を提供する。ある意匠が中国知識産権局もしくはその他の国や地域の意匠登録機関において登録されていたとしても、これが香港において自動的に保護されることはない。香港における意匠の保護を受ける場合は、必ず香港の『意匠登録条例』(第 522 章)及び『意匠登録規則』(第 522A 章)に基づいてこれを登録しなければならない。

## なぜ意匠登録の出願が必要なのか

意匠を登録すれば、関連物品について当該意匠を専有する権利を持つことができる。いずれかの者がその業務の過程または運営において、権利者の同意を得ずに香港で当該意匠を同一もしくは類似の物品に使用した場合は、権利侵害行為として法的手段を講じることができる。

意匠登録保護の有効期間は最長 25 年とし、5 年に 1 回更新される。

## 意匠登録出願書の提出

意匠を登録する場合は出願書に記入し、香港の書類送付先住所を記載して、香港特別行政区政府知的財産権局意匠登録所に送付する。意匠登録一件の出願費用として 785 香港ドルと公告費 155 香港ドルを納付する。意匠登録出願書の様式及び費用についての詳細資料は、以下の香港特別行政区政府知識産権署のウェブサイトを参照してください。

([http://www.ipd.gov.hk/chi/forms\\_fees/design.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/forms_fees/design.htm))

## 物品はどのように分類するのか

意匠登録出願の際には、意匠に係る国際分類法（『ロカルノ』分類）に基づき、意匠登録を出願する物品の分類を明記する。以下のウェブサイトから、最新版の『ロカルノ』分類を参照することができる。  
<http://www.wipo.int/classifications/fulltext/locarno/enmn01.htm>（英語版のみ）。

## 意匠設計登録所は意匠登録出願をどのように処理するのか

登録出願の審査手続きは次の段階からなる。

- 提出日についての審査
- 形式についての審査
- 関係する意匠を登録し、登録証明書を発行する

出願内容に不足がなく、登録適格であれば、全手続き過程（意匠登録所が出願を受理してから関係意匠を登録するまで）に必要な期間は最短 2 ヶ月である。

## 第一段階－提出日についての審査

意匠登録所は出願書を受領後、出願人に対して遅滞なくその出願書の提出日を通知する。

提出日は、意匠登録所が次の文書及び費用を受理した日とする。

- 意匠登録の申請書
- 関係する意匠についての説明書。この説明書は適宜複製を作成すること。
- 出願人の氏名または名称、及び住所。
- 各項で定めている費用。

提出日は登録日となり、登録有効期間の発効日も提出日を基準とする。意匠の新規性についてもこの日をもって決定する（優先権を主張する者がいる場合を除く）。

## 第二段階－形式についての審査

意匠登録所は出願人に提出日を通知した後、出願の形式審査を行う。形式審査とは、出願書で定める資料についての審査である。意匠登録所は、出願の実質的な審査（例えば関係する意匠が新規の設計であるか否か）、または登録されている意匠についての記録の再審査は行わない。

出願が形式不適合となった場合、意匠登録所は出願人に3ヶ月内に不足箇所を是正するよう通知する。出願人が期日までにこれらの不足箇所を是正できない場合、その出願は取り下げられたものとみなされる。

## 第三段階－登録及び公示

出願が形式適合となった場合、意匠登録所は意匠を登録し、香港知的財産権公報（URL:[http://www.ipd.gov.hk/chi/ip\\_journal.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/ip_journal.htm)）に登録公告を登載し、登録証明書を発行する。

通常の場合、出願人は出願書を提出してから2ヶ月以内に登録証明書を取得することができる。意匠権者は、意匠登録証明書の取得後、その意匠を侵害する行為に対して民事訴訟を提起することができる。

## 提言 一 香港および中国本土で意匠を保護するにはどのような対策を講じるべきか

意匠を保護するためには次に掲げる対策を検討することができる。

- 意匠を所有する者のみが、その設計のために意匠登録を出願する権利を有するものとする。他人に意匠の創作を委託し、もしくは雇用契約により、他人に意匠の創作を依頼し、もしくは意匠の譲渡を受けた者は、いずれも当該意匠の所有権を取得し、意匠の所有者となることができる。
- 新規の意匠のみを登録できるものとする。出願者は登録出願書を提出するまで意匠の秘密を保持しなければならない。出願書を提出する前に、出願者の意匠を使用して製品を製造し、この意匠を発表または公開された場合（例えば、カタログにおいて発表された、または当該意匠製品の製造が発注された）は、その意匠が登録されたとしても、失効したものとみなされる。これは、出願書提出の当日において、出願者の意匠は新規の設計とは見なされないことによる。

例としては少ないが、意匠の新規性が公開により損なわれない場合がある。香港の『意匠登録条例』第9条では、秘密保持事項の開示についての具体的な状況と要件について定めている。登録出願書を提出する前に、意匠の詳細内容を開示する必要がある場合は、意匠が開示により新規性を喪失することがないように、あらかじめ専門家の意見を聴取すべきである。

- 本土の意匠登録および保護の制度は香港と同じではないため、両地域でそれぞれ意匠登録をする。本土のみで登録された意匠は、自動的に香港でも保護されるということはない。
- 業務において当該意匠を使用でき、いかなる権利侵害行為に対しても即時に行動がおこせるようにするため、極力早い時期に意匠を登録すべきである。
- 香港において自らの意匠を侵害している者がいる場合は、『登録意匠条例』に基づき即時に行動を起こすことができる

- 重要なことは、商標、著作権、特許、または意匠登録などの知的財産権における各種の権益について、知的財産権を専門とする弁護士または代理人の専門的な意見を聞き、商品またはサービスに対する保障を得るべきであるということである。

## オンライン検索

知的財産権局は無料のオンライン検索サービスを提供しており（URL：<http://ipsearch.ipd.gov.hk>）。このサービスにより、意匠登録、意匠権者または会社の資料を閲覧することができる

## 電子提供サービス

知的財産権局の電子提供システムにより提供される意匠書類を使用しようとする場合は、まず知的財産権局の電子サービスユーザーに登録しなければならない。電子サービスユーザーはすべて、文書の宛先となる香港のアドレス及び香港の許認可機関が交付した電子証書を保有していなければならない。電子提供サービスに関する資料については、下記の知的財産権局のウェブサイトを参照してください。（<https://iponline.ipd.gov.hk>）。

## 関係ウェブサイト

- 出願書及費用についての詳細資料  
([http://www.ipd.gov.hk/chi/forms\\_fees/design.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/forms_fees/design.htm))
- 意匠の国際分類法（英語版のみ）  
(<http://www.wipo.int/classifications/fulltext/locarno/enmn01.htm>)
- 香港知的財産権公報  
([http://www.ipd.gov.hk/chi/ip\\_journal.htm](http://www.ipd.gov.hk/chi/ip_journal.htm))
- オンライン検索サービス  
(<http://ipsearch.ipd.gov.hk>)
- 電子提供サービス  
(<https://iponline.ipd.gov.hk>)

## さらに詳しい資料

ご相談、またはさらに詳しい資料を必要とする場合は、意匠登録所にお問い合わせください。連絡先は次のとおりです。

香港特別行政区湾仔  
皇后大道東 213 号（クイーンズロード・イースト 213 号）  
胡忠大厦 24 号（ウーテュンハウス 24 階）  
知的財産権局

電話：(852) 2961 6901

E-メールでの問い合わせは [enquiry@ipd.gov.hk](mailto:enquiry@ipd.gov.hk) まで。  
または知的財産権局のウェブサイト <http://www.ipd.gov.hk/> まで。

香港特別行政区政府知的財産権局

2006 年 8 月

©香港特別行政区政府 2006

## 重要注意事項

本書は香港の意匠保護の概要を紹介したものであり、その内容は詳細を網羅したものではなく、さらに法律意見とみなすことはできない。意匠保護に関する法律意見を求める場合は、知的財産権を専門とする弁護士または代理人の専門的な意見を求められたい。

## 著作権の所有

形式の如何に関わらず、商業目的でなく、本文の内容を複製、配付、または展示する場合は、作品において以下の告示をすれば、事前に香港特別行政区政府に申請する必要はない。

本資料は『香港における意匠の保護』©2006 を転載したものであり、香港特別行政区政府の承諾を得て使用しています。